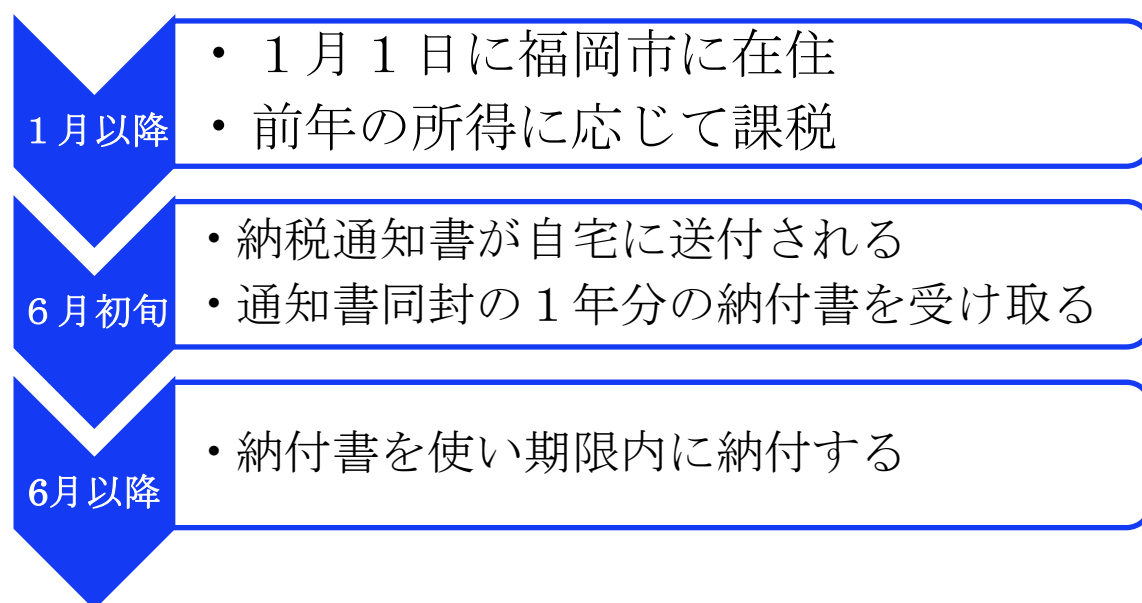


市県民税について

① 市県民税とは？

- ・個人の収入にかかる税金です。
- ・1月1日に福岡市に住んでいた場合、その年の6月に福岡市から市県民税が課税されます。
- ・税額は前年1年間の所得に応じて決定されます。
- ・1年間で100万円を超える収入があると、市県民税が課税される可能性があります。

② 納付の流れ



③ 注意点

- ・納付が難しい場合、納付方法にご相談がある場合は、納税通知書を受け取ったときに区の納税課に必ずご連絡ください。
- ・税額についてご相談がある場合は区の課税課にご連絡ください。
- ・期限を過ぎても納付がない場合は財産（預金等）の差押処分を受ける可能性があります。
- ・年度途中で自国に帰国された場合でも納税義務は消滅しません。帰国される場合は今後の納付（納税管理人の選定など）のため、区の納税課に必ずご連絡をお願いします。